

写

4 消安第3113号
令和4年9月22日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

令和4年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、これまでも家きん飼養農場に対し発生予防対策に関する情報提供及び指導又は助言を実施していただくようお願いしてきたところです。

国内において、昨シーズンは、令和3年11月の秋田県における発生以降、本年5月までに12道県で25事例の飼養家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの感染が確認され、計189万羽が殺処分となりました。海外においても、韓国で47件、フランスで1,416件、米国で410件（令和4年8月29日時点）の飼養家きんでの発生が確認されるなど、昨年引き続き、世界的に流行が見られたシーズンとなりました。特に、欧州や北米大陸においては、これまでと異なり夏季になっても飼養家きんにおける本病の発生が継続しているところです。また、野鳥についても、世界規模で感染が確認されており、感染した渡り鳥が我が国へ飛来するリスクは今シーズンも高いと考えられます。これらの状況を考慮すれば、今シーズンにおいても、我が国は、本病に対する厳重な警戒が必要と考えられます。このため、農林水産省では、9月5日に高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会を開催し、発生要因の分析を行うとともに今後の発生予防に係る提言をとりまとめ、疫学調査報告書として公表いたしました。

また、昨シーズンの防疫対応を踏まえた総務省行政評価勧告に基づき、現在、各都道府県においては防疫体制の見直しを進めていただいているところです。

つきましては、各都道府県においても、これから渡り鳥の本格的な飛来を迎えるに当たり、飼養衛生管理基準の遵守により本病の発生予防対策を徹底するとともに、特に下記の事項に留意の上、万一の発生に備えたまん延防止対策に万全を期すようお願いいたします。

記

1 発生予防対策

(1) 家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導の徹底

昨年10月から本年3月まで、毎月、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検を実施するとともに、都道府県にはその結果を取りまとめて御報告いただいたところ。

これまで、回を重ねるごとに、点検結果の改善が進んでいるが、一部の農場では依然として飼養衛生管理基準の不遵守が認められていること、また、海外の発生状況を踏まえれば、今シーズンも、我が国での発生リスクが高いと考えられることから、改めて、貴職において、飼養衛生管理の改善指導を一層強力に推進いただくとともに、今年度においても、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検を実施すること。

特に先般9月5日に公表した疫学調査報告書の提言では、農場内へのウイルス侵入防止対策として防鳥ネットの設置、家きん舎へのウイルス侵入防止対策として長靴の交換・手指の消毒、ネズミ等の侵入防止対策について指摘されたところである。このため、一斉点検については、令和4年10月以降令和5年5月までの間、飼養衛生管理者に対し、確実な遵守が必要な項目として、次の7項目の遵守状況を点検し、不備があれば改善するよう指導し、各都道府県において点検結果を取りまとめ、別添1により毎月20日までに動物衛生課まで報告すること。（提出先：Email:siyoueiseikanri@maff.go.jp）

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目13）
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目14）
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目15）
- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目20）
- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目21）
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目24）
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除（項目26）

2 まん延防止対策

(1) 早期発見・早期通報

家きんの所有者、飼養衛生管理者、獣医師等に対して、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状の内容について周知するとともに、当該症状を呈している家きんを発見したときは、遅滞なく、当該家きん又はその死体の所在地を管轄する都道府県にその旨を届け出るよう、指導すること。

また、本病は家きんの死亡羽数の増加が比較的緩やかな場合もあることを踏まえ、家

きんの飼養者に対し、平時から飼養する家きんの健康状態について注意深く観察するとともに、死亡羽数の増加はもちろんのこと、産卵率の低下、さらには元気消失といった異状が見られた場合の早期通報を徹底するように周知すること。

なお、だちょう・エミューについては、昨シーズンの発生事例（3件）では、明確な死亡の増加が確認されていないことから、疫学調査報告書の提言での指摘を踏まえ、本病を疑う死亡事例はもちろん、一般的な事故による死亡事例についても通報するよう周知すること。

（2）的確な初動対応の徹底及び迅速かつ円滑な防疫措置が実施できる体制の整備

万が一、本病が発生した場合に備え、速やかに防疫措置が講じられるように、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）に基づき以下の取組を行うこと。なお、自衛隊への派遣要請を含め、人員の確保や関係機関との役割分担については、「「自衛隊の災害派遣に関する実態調査—家畜伝染病への対応に関して—の結果（勧告）」（令和4年4月22日付け総評第59号）への対応について」（令和4年5月25日付け4消安第1080号農林水産省消費・安全局長通知）を踏まえ、初動対応に支障が生じることのないよう万全の体制を構築すること。

- ① 都道府県は、家きんの飼養者、獣医師等から上記（1）の届出を受けた場合には、速やかに、防疫指針第4に基づく対応を的確に実施できるよう、体制を改めて確認すること
- ② 防疫指針第4の9に基づく食鳥処理場における本病を疑う異常家きん発見時の対応については、県内の公衆衛生部局との連携体制を確認すること
- ③ 防疫指針第2-2の2の（1）に基づき、必要な人員、防疫資材、検査試薬、特殊自動車等の確保、又はそれらの緊急時における円滑な入手について、調達先の確認、調整（緊急時の連絡体制の確認を含む。）等を行うこと
- ④ 本病発生時の防疫措置に伴い必要となる埋却地及び焼却施設等の確保状況について確認を行い、事前確保が十分でない場合は、防疫指針第2-2の2の（3）に基づく調整を行うこと
- ⑤ 防疫指針第2-2の2の（5）に基づき、県内関係部局、近隣の都道府県、市町村、関係機関及び関係団体との連携体制の確認をすること
- ⑥ 防疫指針第2-2の2の（7）に基づき、本病発生時に家きんの所有者や防疫措置従事者が受ける精神的及び身体的ストレスケアの対応について、県内の総務部局、精神保健主管部局等との連携を確認すること

3 その他（野鳥のサーベイランス）

別添2のとおり環境省から野鳥のサーベイランスの協力依頼があったことを踏まえ、引き続き、防疫指針第4の7に基づき、自然環境部局と相互に連絡、適切に分

担して野鳥のサーベイランス検査を実施する体制を構築するとともに、野鳥等において本病ウイルスが確認された場合には、必要に応じて、周辺農場に立入検査を実施するほか、注意喚起及び家さんの健康観察の徹底を指導すること。

以上